

お知らせ コーナー

仁淀川町高等学校 通学費助成について

この制度は町内から高等学校へ通学する生徒の通学費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的としています。

資格

町内から高等学校へ通学している生徒であること。
(通学方法は問いません)
※ただし、生徒の保護者が町内に六カ月以上住所を有し、生徒の属する世帯全員が町税に滞納がないこと

支給額

年額6万円（月額5千円）を上限とする。

支給時期

平成24年3月の予定

必要書類

高等学校通学支援助成金申請書、住民票（世帯全員）の写し、在学証明書、通学届け出に関する学校長の証明書

申請締め切り

平成24年1月31日、教育委員会または各教育事務所 必着

◎住民票が町内にある方で

該当すると思われる方には、こちらから申請の案内文を十二月初旬ごろお送りします。該当すると思われる方で申請書が届かない方は、教育委員会へご連絡ください。

◎詳細は仁淀川町教育委員会

までお問い合わせください。

問い合わせ

仁淀川町教育委員会
☎35・0019

狩猟免許試験のご案内

高知県では、冬の狩猟免許試験を実施します。

シカやイノシシなどの被害にお困りの農林業の皆さまが、自ら有害鳥獣捕獲の手段を得ることができるよう、農閑期である冬期に試験を実施します。

日時

第一種銃猟・第二種銃猟
平成24年1月16日（月）
10時から

わな猟・網猟
平成24年1月17日（火）
10時から

場所

県立ふくし交流プラザ
（高知市朝倉戊375-1）

受験料

初心者 五千二百円
一部免除者 三千九百円

申請書配布場所

・高知県鳥獣対策課
・各地区猟友会
・仁淀川町役場、各総合支所

申請方法

県鳥獣対策課へ郵送または持参、試験日の十日前までに必着

その他

高知県猟友会による事前講習会が平成二十四年一月七日（土）に試験会場（ふくし交流プラザ）で開催されます。

問い合わせ

高知県鳥獣対策課
☎088・823・9039
仁淀川町産業建設課
☎35・1083
池川総合支所地域振興課
☎34・2114
仁淀総合支所地域振興課
☎32・1113

全国一斉「女性の 人権ホットライン」 強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題解消に向け、左記のとおり電話相談の強化週間を実施します。
期間中は土日も相談を受

け付けています。また、平日は時間を延長し、午後7時まで受け付けます。

実施期間

11月14日（月）から11月20日（日）までの7日間

時間

8時30分～19時
※ただし、土曜日・日曜日は10時から17時まで

電話番号（全国共通ナビダイヤル）
☎0570・070・810

※PHS・IP電話からは接続できません

取り扱い内容

DV（家庭内暴力）、セクハラ、ストーカー、離婚問題、暮らしの悩みごとなど女性をめぐる人権問題

その他

相談は無料、秘密は厳守します

問い合わせ

高知地方法務局
人権擁護課
☎088・822・3503



11月27日は「高知県知事選挙」です

高知県知事選挙が下記の日程で行われる予定です。

告示日：平成23年11月10日（木）
投票日：平成23年11月27日（日）

◎投票日当日に投票に行けない方は、**期日前投票**ができます。

仁淀川町役場本庁

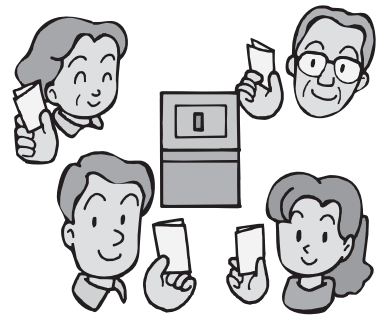
11月11日（金）～11月26日（土）

仁淀多目的研修集会施設・池川コミュニティセンター・名野川出張所

11月19日（土）～11月26日（土）

長者出張所

11月19日（土）～11月25日（金）



※役場本庁以外は、これまでとは開始日が変わっていますのでご注意ください

問い合わせ 仁淀川町選挙管理委員会 ☎ 35-0111

大規模な土地取引には届け出が必要です

国土利用計画法に基づく届け出

土地の利益・差益を狙う取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引については、町を経由して、県にその利用目的などを届け出て審査を受けなければなりません。

届け出事項については、契約当事者の氏名・住所、契約締結年月日、土地の所在および面積、土地に関する権利の種類および内容、土地の利用目的、土地に関する対価の額などです。

届け出の必要な土地取引

①取引の形態

売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡など

※これらの取引の予約である場合も含みます

②取引の規模（仁淀川町の場合）

都市計画区域以外の区域

一万平方メートル以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には届け出が必要です

届け出の手続き

①届け出者

土地の権利取得者（売買の場合であれば買主）が行います。

②届け出期限

契約締結日を含めて二週間以内に、土地の所在する市役所、町村役場へ届け出をお願いします。

※届け出をしなかった場合は、法律で罰せられます

③提出書類

届出書（3部）と、次の添付書類（各2部）

- ・土地取引に係わる契約書の写しまたはこれに代わるその他の書類
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ・土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ・その他（必要に応じて登記申請書または委任状等の写し）

届け出窓口・問い合わせ

仁淀川町役場企画課

☎ 35-1082

池川総合支所地域振興課

☎ 34-2120

仁淀総合支所地域振興課

☎ 32-1113

